国会事項

裁判官訴追委員会

裁判官訴追委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

裁判官訴追委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、六月十九日次のとおり決定された。

裁判官訴追委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

裁判官訴追委員会事務局事務分掌規程（平成十八年三月二十八日決定）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

第七条　事務局に参与を置くことができる。

2　参与は、事務局の所掌事務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものに参与する。

3　参与は、非常勤とする。

附　則

この規程は、平成二十六年七月一日から施行する。

辞令

（事務局次長）裁判官訴追委員会参事　増永謙一郎

願により本職を免ずる

（総務・事案課長）同　瀧口　正彦

願により本職を免ずる（以上六月三十日）

裁判官訴追委員会参事に任命する

事務局次長を命ずる　白石　俊輔

裁判官訴追委員会参事に任命する

総務・事案課長を命ずる（以上七月一日）　風間　義久

人事異動

内　閣

○農林水産大臣臨時代理解職　国務大臣　石原　伸晃

農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月二十七日）

○国土交通大臣臨時代理解職　国務大臣　谷垣　禎一

国土交通大臣太田昭宏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

厚生労働大臣秘書官　世古　丈人

厚生労働大臣秘書官　中村　敏幸

願に依り本官を免ずる（以上六月二十八日）

○外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十九日）

国務大臣秘書官　小野　隼人

願に依り本官を免ずる

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　百瀬　玲

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上六月三十日）

○外務大臣臨時代理解職　国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

国務大臣秘書官に任命する　春日奈美子

稲田国務大臣附を命ずる　増永謙一郎

判事に任命する（各通）　川畑　正文

（東京地方検察庁検事）検事　藤田　正人

西野　吾一　吉村　真幸

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）　山口　格之

（東京地方検察庁検事）検事　廣瀬　仁貴

（同）同　伊藤　孝至

（同）同　鮫島寿美子

（同）同　岩﨑　雄亮

（同）同　西澤　恵理

（同）同　伊藤　聡志

（同）同　大谷　恵子

（同）同　橋口　佳典

（同）同　山岸　秀彬

（同）同　草野　克也

判事補兼簡易裁判所判事に任命する（各通）

（東京地方裁判所判事）判事　一場　康宏

（同）同　衣斐　瑞穂

（同）同　髙原　知明

（京都地方裁判所判事）同　川淵　健司

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上七月一日）

公正取引委員会

（経済取引局取引部取引企画課長補佐（総括担当））内閣府事務官　田邊　貴紀

経済取引局総務課経済調査室長に昇任させる（七月一日）

復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　渡邊　厚夫

復興事務官（統括官付参事官）に併任する（七月一日）

法務省

法制審議会委員に任命する（各通）　白田　佳子

最高裁判所判事　小池　裕

法制審議会委員を免ずる（以上六月二十五日）　山﨑　敏充

中央更生保護審査会委員長に任命する（六月二十七日）　安倍　嘉人

（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　宮﨑　文康

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省民事局付）に併任する（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事兼千葉簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　大谷　太

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省民事局付に充てる（千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補兼千葉簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　古谷　真良

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省民事局付）に併任する（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）同　溝渕　章展

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省人権擁護局付）に併任する　山下　順平

検事

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　賀嶋　敦

（同）同　野口　晶寛

（同）同　前田　亮利

（同）同　菅　洋輝

（東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）同　林　雅子

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）

（東京地方検察庁検事）検事　小俣　圭司

金融庁に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　小川　惠輔

（同）同　三浦　裕輔

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

金融庁に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する（各通）（以上七月一日）

○定年退官

加古川区検察庁副検事太田信吾は、検察庁法第二十二条の規定により七月一日限り定年退官

農林水産省

（農村振興局総務課長兼復興庁統括官付）農林水産事務官　川合　靖洋

大臣官房食料安全保障課長に配置換する（九州農政局生産部長）同　吉井　巧

大臣官房統計部管理課長に配置換する（大臣官房統計部管理課長）同　山本　徹弥

農村振興局総務課長に配置換する（東北農政局次長）同　鳩山　正仁

大臣官房付に配置換する（大臣官房食料安全保障課長兼復興庁統括官付）同　太田　豊彦

辞職を承認する（以上七月一日）

水産庁

（水産庁漁政部漁業保険管理官）農林水産技官　熊谷　徹

（水産庁漁港漁場整備部整備課漁場環境情報分析官）同　間辺　本文

辞職を承認する（各通）（六月三十日）

（瀬戸内海漁業調整事務所長）農林水産技官　堀尾　保之

水産庁漁政部漁業保険管理官に昇任させる（七月一日）